

広域地方計画区域を設定する上で考慮すべき視点（案）

広域地方計画区域とは、国土形成計画広域地方計画を定めるための区域であって、自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められ、

二以上の都府県の区域からなり（都府県を分割して設定するものではない）

- このうち、 首都圏...埼玉県、東京都、神奈川県、その他の県
- 近畿圏...京都府、大阪府、兵庫県、その他の県
- 中部圏...愛知県、三重県、その他の県

一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして、政令で定める。

- 国土形成計画の基本理念
 - ・我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現する
 - ・地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること

北海道及び沖縄県を除く 45 都府県を重複なく、隙間なく、多くとも 10 程度の圏域に大括りに区分したい。

- ただし、
 - ・一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策を広域地方計画に定めることとしているが、そこには、当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するために特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含み、
 - ・広域地方計画に関して協議を行うための「広域地方計画協議会」（国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等で構成）には、必要な場合、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる、
- こととなっている。

視点1 広域地方計画の意義

単一都府県の区域を超えた広域的な施策を効果的に実施するための圏域

- ・例えば、医療・福祉、防災・減災対策、環境保全、景観形成、芸術・文化、観光振興、産業振興等の様々な分野で、単一都府県の区域を超えた広域的な連携により施策を展開する必要性が高まっている【参考資料1 P1～P2】。また、既に各地において地域が主体となった広域連携の種々の取組が行われている【参考資料1 P3～P23】。

特性に応じて自立的に発展する地域社会を実現するための圏域

- ・例えば、拠点となる都市や国際交流のゲートウェイ等、発展の基盤となる諸機能をどの程度有しているか、都市と農山漁村の相互依存・補完関係をどう位置づけるか等。【参考資料1 P24】

グローバル化の進展下、諸外国との国際競争に伍していくための圏域

- ・これまでのブロック圏域は、概ね欧州の中規模程度の国家に相当する人口や経済規模を有している。【参考資料1 P25～P26】

視点2 圏域としての一体性

現実の社会経済活動における都府県間の結びつきの強さ

自然条件の類似性、歴史的・文化的背景の類似性

- ・第2回の部会において、自然、経済、社会、文化等の客観的データからみた「圏域としての一体性」について事務局による分析結果を提出し、ご議論いただく予定。

視点3 国土において各圏域の担いする役割

地域特性に応じて我が国全体の発展に貢献するための圏域

- ・例えば、食料供給、エネルギー供給、工業生産、自然体験、観光・レクリエーション、芸術・文化、中枢管理、国際交流等において重要な役割を担うべき圏域として設定する等。
- ・年明け後の圏域部会・計画部会の合同会議において、計画部会におけるそれまでの検討状況を踏まえてご議論いただく予定。

視点4 圏域の規模

上記の視点を踏まえた圏域の人口・経済等の規模

- ・最小規模、最大規模を考える必要性の有無。

視点5 地方公共団体や経済界等の意向

- ・事務局において、できるだけ早い段階で地方公共団体や経済界等の考え方を把握し、可能な限り第3回の部会に報告し、ご議論をいただく予定。
- ・また、年明け後の部会において、地方公共団体、経済団体から意見聴取を行う予定。